長野県建設業協会 会長 様

長野県会計局長

建設工事に係る設計・調査・測量等業務委託標準契約書の一部改正について(通知)

標記について、下記のとおり一部改正しましたので、御了知ください。

記

1 改正理由

長野県の個人情報取扱事務委託基準の一部改正が令和7年2月14日付け6情法第185号で通知され、同日から適用されたことに伴い、建設工事に係る測量・調査・設計、工事管理等の業務の委託契約書に個人情報の保護に関する規定を追加する必要が生じたため。

- 2 改正対象契約書
 - (1) 設計業務委託契約書
 - (2) 設計業務委託契約書(建築設計業務)
 - (3) 調査業務委託契約書
 - (4) 測量·調査等業務委託契約書
 - (5) 測量·調查等業務委託契約書(地質調查·敷地測量等)
 - (6) 発注者支援業務·工事監督支援業務·現場技術業務 委託契約書
 - (7) 工事管理業務委託契約書
- 3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 適用期日

令和7年4月1日以降に起工等の起案を行う契約から適用する。

5 その他

県公式ホームページに改正後の契約約款を掲載します。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html

(問合せ先)

契約·検査課 契約企画係

(担当)酒井

電 話 026-235-7359 防災無線 8-231-3856 FAX 026-235-7472

E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
設計業務委託契約書、調査業務委託契約書、測量・調査等業務委託契約書、	設計業務委託契約書、調査業務委託契約書、測量・調査等業務委託契約書、
測量・調査等業務委託契約書(地質調査・敷地測量等)	測量・調査等業務委託契約書(地質調査・敷地測量等)
(略)	(略)
(個人情報の保護)	
第58条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人情	
報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	
(契約以外の事項)	(契約以外の事項)
第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協	第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議
議して定める。	して定める。
	設計業務委託契約書(建築設計業務)
設計業務委託契約書(建築設計業務)	
	(略)
(略)	
(個人情報の保護)	
第53条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人情	
報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなら	
<u>ない。</u>	
(契約以外の事項)	(契約以外の事項)
第54条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
成してたなりる。	成してためる。

改正後	改正前
発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務 委託契約書	
	発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務 委託契約書
(略)	
(個人情報の保護)	(略)
第 50 条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人	
情報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければな	
<u>6tav.</u>	
(契約以外の事項)	(契約以外の事項)
第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協	第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議
議して定める。	して定める。
工事管理業務委託契約書	工事管理業務委託契約書
(昭各)	() () () () () () () () () ()
(個人情報の保護)	
第51条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人	
情報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければな	
<u>らない。</u>	
(契約以外の事項)	(契約以外の事項)
第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協	
議して定める。	議して定める。
議して定める。 	成してためる。

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報(個人番号及び特定 個人情報を含む。以下同じ。)の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契 約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制(個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。)を構築し、及び維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

- 第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「責任者」という。) 及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、責任体制と併せて、あら かじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様 とする。
- 2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう 監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するよう にさせなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務 の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しよう とするときも、同様とする。
- 2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び 研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

- 第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。
- 2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託の相手方の名称
 - (2) 再委託が必要な理由
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託を行う業務の内容
 - (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
 - (7) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。
- 4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託による管理を含む。以下同じ。)のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

- 第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、前項の廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。
- 3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたとき は、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

- 第 12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、 又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内 容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなけ ればならない。
- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速 やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に 係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講 じなければならない。
- 3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似 事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び 再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

- 第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守 状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、 又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人 情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければな らない。
- 2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、 及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

- 第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記 事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除すること ができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、 委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者 が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。